

《出席停止について》

- 病院で学校感染症と診断されたら学校までご連絡ください。
- 感染症の種類（第1種、第2種）によって、医師が「登校届」または「意見書」の用紙を発行します。（学校から出席停止の用紙はお渡ししません。）



- ※
- 登校届** → 医師に登校の許可を得てから、保護者が必要事項を記入・捺印し、登校届を持って学校に登校する。
 - 意見書** → 医師が記入・捺印します。意見書を持って学校に登校する。

※小山市医師会会員の病院のみの発行になります。ただし、一部の医療機関では、発熱外来のひっ迫により発行していない場合もありますので、ご不明な点は学校までお問い合わせください。



《学校感染症一覧》

	感染症名	出席停止期間	登校届 意見書 の有無
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(ヘルタコロナウイルス属 SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(ヘルタコロナウイルス属 MERS コロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)	治癒するまで	無
第 二 種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	意見書 有
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)になるまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	

第 三 種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	意見書 有
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス パラチフス		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	無
	そ の 他 の 感 染 症	溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、 手足口病およびヘルパンギーナ、 伝染性紅斑(リンゴ病)、帯状疱疹 ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (診断によっては出席停止とならない場合もあります。医師の指示に従ってください。)	登校届 有
		伝染性軟属腫ウイルス(水いぼ)、 伝染性膿痂疹(とびひ)、 アタマジラミ	出席停止の必要はありません(登校しながらの治療が可能です)	